

府 食 第 304 号
令和 7 年 4 月 23 日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

令和 7 年 4 月 15 日付け消食基第 255 号により当委員会に照会された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正については、下記の理由から、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

記

- 1 「食品、添加物等の規格基準」において、添加物 2 品目（シソ抽出物及びひる石）の製造基準を削除すること及び添加物 2 品目（グアヤク脂及びひる石）の使用基準を削除することについては、販売の用に供されていない既存添加物を既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）から削除することに伴い、規格基準を削除するものであることから、人の健康に影響を及ぼすものではない。
- 2 「食品、添加物等の規格基準」において、添加物 2 品目（ゴム及びレイシ抽出物）の成分規格を改正することについては、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、人の健康に影響を及ぼすものではない。